

# 加盟チーム規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人山形県サッカー協会(以下、YFAとする)定款第56条の規定に基づき、この法人の加盟チームの基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1)加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの

#### (2)準加盟チーム

本協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)を6名以上(フットサルの場合は4名以上)登録しているチームであって、本規則の定めるところに従い本協会に加盟したもの。ただし、Jリーグに所属するクラブの第一種チームはこの限りではない。

## 第2章 加盟

### (県協会加盟)

第3条 本協会に加盟しようとするチームは、所在地の地区サッカー協会の加盟チームでなければならない。

2 地区サッカー協会の統括する市町村は、YFA「地区サッカー協会に関する規程 第2条」に準ずる。

3 加盟チームの所在地とは、本拠を有する市町村とする。

### (地区協会加盟)

第4条 加盟チームは、所在地の地区サッカー協会に申請をして、その承認を得なければならない。

### (種別)

第5条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

#### (1)サッカー

①第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム

②第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム

但し、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム

但し、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム

但し、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

⑤女子 女子の選手により構成されるチーム

但し、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

⑥シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム

## (2)フットサル

①フットサル第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム

②フットサル第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム

但し、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③フットサル第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム

但し、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④フットサル第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム

但し、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

2 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。

ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

## (加盟登録の手続き)

第6条 加盟チームは、原則として、毎年4月末日までに、チームに関する登録申請を行うよう努めなければならない。ただし、所管の地区サッカー協会が認めた場合はこの限りではない。

2 競技会に参加しようとする加盟チームは、その競技会が定める期限日までにチームの登録手続きを完了しなければならない。

## (地区サッカー協会登録料・負担金)

第7条 加盟チームは、所在地の管轄する地区サッカー協会の定める登録料および負担金を指定された方法で納入しなければならない。

2 登録料および負担金の納入が完了した時点で、加盟チームとする。

## (種別委員会登録料・負担金)

第8条 加盟チームは、該当する種別委員会の定める登録料および負担金を指定された方法で納入しなければならない。

## (山形県サッカー協会登録料・負担金)

第9条 加盟チームは、YFAの定める登録料及び負担金を指定された方法で

納入しなければならない。

- 2 山形県サッカー協会登録料・負担金は、「登録料に関する規程」の通りとする。
- 3 登録料および負担金の納入が完了した時点で、加盟チームとする。

(加盟チームの権利及び義務)

第10条 加盟チームは、次の事項に関する権利を有する。

- (1) YFA、地区サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) YFA、地区サッカー協会が主催する競技会に参加すること。

(ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。)

- 2 加盟チームは、JFA加盟チーム規則第2節第6条2項の事項を遵守する義務を負う。  
これらの義務の違反は、本規則及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、JFA、東北サッカー協会、本協会及び地区サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

(加盟チーム等に対する懲罰)

第11条 加盟チーム又はこれに所属する登録選手、監督、役員等が前条の義務を怠り、又は本規則に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、その加盟チーム又は選手、監督、役員等はYFA司法機関より懲罰を科させられるものとする。

### 第3章 準加盟チーム

(準加盟チーム)

第12条 準加盟チームに関する事項は、JFA加盟チーム規則第3節に準ずる。

(準加盟チームの加盟登録)

第13条 本規則の第2章に準ずる。

### 第3章 附則

(改正)

第14条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第15条 本規則は、2026年3月26日から施行する。